令和７年度一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第７項の規定により、令和７年度湯川村一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえて必要な措置を講じたので、公表いたします。

１　不認定となった日

令和８年９月１６日

２　不認定となった経緯

令和８年９月第５８３回湯川村議会定例会に、「令和７年度湯川村一般会計歳入歳出決算の認定について」を監査委員の意見をつけて提出し、村議会の認定を求めたところ、公務等に係るタクシー券の利用について、利用目的や利用状況等に疑義が示され、賛成少数で不認定となりました。

３　講じた措置の内容

これまで、特別職によるタクシー券の利用については、平成３年１０月２１日の課長会において決定した使用上の注意に基づき運用してまいりました。

しかしながら、今回の令和７年度湯川村一般会計歳入歳出決算不認定において、タクシー券の利用に関し、その利用目的や利用状況等に疑義が示されたことを受け、従来の運用を見直し、利用基準及び管理方法を明確化するとともに、適正かつ透明性のある運用を確保するため、次の措置を講じました。

（１）利用管理要綱の策定

特別職によるタクシー券の利用基準及び管理方法を明確にするため、令和８年１０月２７日付けで「湯川村特別職のタクシー券利用管理要綱」を策定し、同日から施行しました。

（２）利用対象者及び利用基準の明確化

タクシー券の利用対象者を村長、副村長及び教育長並びに特別職の代理として公務に出席する職員とし、利用できる場合については、公式行事等への出席、関係者の送迎、早朝・深夜の公務や懇親会等への出席後の帰路、公共交通機関の利用が困難な場合など、一定の基準に該当する場合に限定しました。

また、公務における移動は公用車や公共交通機関等の利用を基本とし、タ

クシーの利用は、公務の円滑な遂行、時間管理及び安全確保等の観点から合理的と認められる場合に限ることとしました。

（３）使用手続及び管理体制の強化

タクシー券の使用に当たっては、乗車前に使用年月日、使用目的、会議等の名称、使用区間及び使用者の氏名等をタクシー券使用簿に記載することとしました。

また、タクシー券の保管及び管理を総務課で行うこととし、使用状況を記録することで、利用目的及び利用実績を明確にし、適正な管理を徹底することとしましたた。

（４）職員への周知徹底

策定した要綱の内容及びタクシー券の適正な利用・管理について、課長会において各課の長等に周知するとともに、各課を通じて職員への周知徹底を図りました。

今後も、タクシー券の利用に関し、適正かつ透明性のある運用に努めてまいります。

令和８年１１月１３日

湯川村長　佐野　盛至